特別損失 減損損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

⑶　子会社等との取引高の総額

⑷　以下の収益及び費用に関する金額

①　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

②　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

③　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑸　利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑹　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　「法第20条繰延資産償却費」とは、法第20条後段の規定により資産の部に計上した事業費等を償却した額をいう。

3　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

4　法令等に基づき、又は共済団体の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第5　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

一般社団法人又は一般財団法人として作成した直近の事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。

別紙様式第３号（第32条第１項第３号ロ関係）

（日本産業規格Ａ４）

共済団体の主要な業務の状況

第１　共済契約等の状況

（単位：件、千円）

項　　目	
共済契約の件数	
共済掛金	
支払備金	
責任準備金	
⑴　共済掛金積立金	
⑵　未経過共済掛金	
⑶　異常危険準備金	
⑷　契約者割戻し準備金	
⑸　合計	
事業費	

（記載上の注意）

この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

第２　損益の状況

（単位：千円、％）

項　　目	
1　共済掛金	
2　再共済収入	
3　支払備金戻入額	
4　責任準備金戻入額	
5　資産運用収益	
6　その他経常収益	